

GX地域共創補助金 電気事業者向け公募前説明会

6月16日(火) 14:00-15:30

電気事業者向け補足説明

補足 | 間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出について

- 本事業の応募申請にあたっては、事前に自治体と連携（基本的には広域自治体。ただしCについては、一部のケースにおいて基礎自治体との連携が必要）し、「間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出」を行う必要があります。

「間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出」にあたって、応募申請者が連携する自治体

#	実施内容	立地要件①を充足	立地要件②を充足	
			貢献先が都道府県	貢献先が市町村
A	【必須】 電源規律確保の 確認	広域自治体	広域自治体	広域自治体
B	【No2,3,5のみ】 脱炭素電力供給 増の計画提出	広域自治体	広域自治体	広域自治体
C	【No4,5のみ】 需要家による 地域貢献内容の 確認	—	広域自治体 具体的な貢献内容を 合意形成	広域自治体 ①市町村へ貢献する旨を 合意形成 ----- 基礎自治体 ②具体的な貢献内容を 合意形成

連携先は**広域自治体**
(企業版ふるさと納税等の実施先を市町村とする場合も含む)

企業版ふるさと納税等の実施先を市町村とする場合、
広域自治体に加えて、基礎自治体とも連携が必要

- ① 貢献先を市町村とすることを**広域自治体**と合意
- ② 具体的な貢献内容については**基礎自治体**と協議

補足 | 間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出について

- 「間接補助事業の実施に係るコミットメントの提出」はすべて応募申請者（あるいは交付申請時の対応においては採択者）からの依頼をきっかけに、自治体も必要な対応を実施いただきます。
- 「A）電源規律の確保」の対応において、電源規律が確保された電源を利用する計画であることを説明する際に、電力事業者が作成する「脱炭素電力の供給に向けた意向表明書」（様式は事務局にて検討中）を提出いただくことを想定しております。

自治体に実施いただく事項

採択決定

		応募申請時	交付申請時
A	【必須】 電源規律確保の確認	1. <u>応募申請者から「電源規律が確保された電源を利用する計画であること」を自治体に報告</u>し、自治体はこれを受理いただく。 2. この時、交付申請時に規律確保の確認の対応を実施することを認識いただく。	1. <u>対外説明資料P36～39で記載の規律確保の確認を実施いただく。</u> 2. 自治体として上記対応を実施したことを示していただく。（様式検討中）
B	【No2,3,5のみ】 脱炭素電力供給増の計画提出	・ 「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を応募申請者に連携いただく。 ※上記が策定されていない場合、脱炭素電力供給増の計画を策定し、応募申請者に連携いただく。	・ －（アップデートがあれば適宜対応いただく。）
C	【No4,5のみ】 需要家による地域貢献内容の確認	1. 貢献内容について、応募申請者と協議いただく。 2. 応募申請者の申請内容に相違がないことを確認いただく。	・ －（アップデートがあれば適宜対応いただく。）